

2023年12月6日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター**企業会計基準適用指針公開草案第80号（企業会計基準適用指針第2号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」等に対する意見**

貴委員会から2023年10月6日付で公表されました、企業会計基準適用指針公開草案第80号（企業会計基準適用指針第2号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「自己株式等会計適用指針案」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第81号（企業会計基準適用指針第28号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」（以下「税効果適用指針案」という。また、自己株式等会計適用指針案と合わせて、以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問1（基準開発の範囲に関する質問）

（質問1-1）基準開発の範囲に関する考え方についての質問

本公開草案で提案する基準開発の範囲に関する考え方に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

基本的には同意します。

ただし、今回の基準開発の範囲外とした完全子会社株式以外の子会社株式の一部を配当する場合や、完全子会社株式の一部配当後においても当該子会社に対する支配を喪失しない場合について、自己株式等会計適用指針案第10項(2-2)の規定が適用されず、原則どおり子会社株式の時価をもって会計処理することを明確化することをご検討ください。

（理由）

自己株式等会計適用指針案第10項(2-2)に直接該当しない場合として、完全子会社株式以外の子会社株式の一部を配当する場合や、完全子会社株式の一部配当後においても当該子会社に対する支配を喪失しない場合が考えられます。

これらの場合において、利害関係者が誤って自己株式等会計適用指針案第10項(2-2)を類推適用するものと判断することを防止する観点から、結論の背景において、これらの場合については自己株式等会計適用指針案第10項(2-2)の規定が適用されず、原則どおり配当財産である子会社株式の時価をもって会計処理することを明確化することが望まれます。

（質問1-2）基準開発の範囲外としたケースについての質問

本公開草案の基準開発の範囲外（例：完全子会社以外の子会社株式の一部の配当、現物配当実施会社の株主の会計処理など）としたケースについて、基準開発に関するニーズはありますか。ある場合には具体的な取引の概要と必要とされる理由をご記載ください。

【意見】

特にありません。

質問 2（現物配当実施会社の会計処理に関する質問）

本公開草案における現物配当実施会社の個別財務諸表の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意します。

質問 3（現物配当実施会社の税効果会計に関する質問）

本公開草案における現物配当実施会社の税効果会計に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

基本的には同意します。

ただし、自己株式等会計適用指針案第 10 項(2-2)で定める場合において、連結決算手続の結果として生じる一時差異については、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異に「準ずる」ものとして取り扱うのではなく、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異に「該当する」ものとして取り扱うことをご検討ください。

（理由）

企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という。）第 86 項(3)において、「連結財務諸表固有の一時差異」の例示として「子会社の資本（子会社の純資産の部における株主資本及び評価・換算差額等（子会社の資産及び負債の時価評価による評価差額を考慮した額））に対する親会社持分相当額及びのれんの未償却額の合計額と親会社の個別貸借対照表上の投資簿価との差額」が挙げられていますので、自己株式等会計適用指針案第 10 項(2-2)で定める場合において、連結決算手続の結果として生じる一時差異は「連結財務諸表固有の一時差異」に該当すると考えられます。税効果適用指針案第 124-2 項においても、「連結財務諸表固有の一時差異は生じている」と記載されています。

この点、税効果適用指針第 4 項(5)柱書では、「当該一時差異は、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異に分類される。」と規定されていますので、自己株式等会計適用指針案第 10 項(2-2)で定める場合において、連結決算手続の結果として生じる一時差異については、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異に「準ずる」ものとして取り扱うのではなく、連結財務諸表固有の将来減算一時差異又は連結財務諸表固有の将来加算一時差異に「該当する」ものとして取り扱うように、例えば、税効果適用指針の本文における連結財務諸表固有の将来減算一時差異及び連結財務諸表固有の将来加算一時差異の定義に「等」を追加し、結論の背景において「等」の内容を説明するなどの対応をご検討ください。

質問 4（適用時期等に関する質問）

本公開草案の適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意します。

質問 5（完全子会社株式を対象とすることの明確化）

自己株式等会計適用指針第 10 項(2)に「完全」を追記しないことに同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

同意します。

質問 6（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【意見】

特にありません。

以上